

給実甲第1261号

令和元年11月22日

人事院事務総長

給実甲第576号の一部改正について（通知）

給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和元年11月22日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～五 （略） 六 勤務時間を割く兼業 国家公務員法（昭和22年法律第120号） <u>第103条第2項</u> の規定による承認、同法第104条の	第1 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～五 （略） 六 勤務時間を割く兼業 国家公務員法（昭和22年法律第120号） <u>第103条</u> の規定による承認、同法第104条の規定に

規定による許可、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第11条の2第1項の規定による承認又は矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成27年法律第62号）第4条第1項の規定による承認を得て勤務時間法第13条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割くことをいう。

七・八 （略）

による許可又は矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成27年法律第62号）第4条第1項の規定による承認を得て勤務時間法第13条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割くことをいう。

七・八 （略）

以 上